

老人福祉センター横浜市狩場緑風荘
第4期指定管理者選定委員会報告書

令和3年9月

老人福祉センター横浜市狩場緑風荘 第3期指定管理者選定委員会報告書

1 指定期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 選定経過

令和3年4月19日 第1回指定管理者選定委員会
(委員長の選出、要項・応募書類・選定基準等の決定)

令和3年5月12日 募集要項配布開始(6月30日配布終了)
(保土ヶ谷区ホームページへの掲載により周知)

令和3年6月1日～6月5日 公募に関する質問受付(質問は無し)

令和3年7月1日～7月5日 応募書類受付(1団体が応募)

令和3年8月11日 第2回指定管理者選定委員会
(応募書類の確認、応募団体の面接審査、指定候補者の選定)

3 選定委員(敬称略)

委員長 福田 幸 男 (横浜国立大学 名誉教授)

委員 小石川 悦 子 (保土ヶ谷区連合町内会長連絡会副会長)

野川 利 枝 (認知症の人と家族の会 神奈川県支部 世話人)

前田 孝 之 (狩場東部自治会会長)

吉原 智 子 (吉原智子税理士事務所)

4 審査の考え方

以下の内容について、第1回指定管理者選定委員会において決定済み。

- (1) 評価項目・配点
「7 選定評価項目と配点」のとおり。
- (2) 評価方法
各項目は5段階評価で採点し、委員全員の合計点で評価を行う。
- (3) 最低基準
評価項目配点合計の60%を最低基準とする。全ての応募団体の評価が最低基準に満たなかった場合には再公募を行う。
- (4) 1団体のみが応募した場合の取扱い
応募団体が1団体のみであっても、その評価が最低基準を満たしていれば、指定候補者として選定する。
- (5) 同点となった場合の取扱い
各委員の合計点で同点者が出た場合は、審議を行い、最終的には委員長の判断に委ねる。
- (6) 実績評価の方法
現指定管理者が応募した場合の実績評価については、事務局が評価案及び参考資料を委員会に示し、委員会で審議することとする。他の候補者との公平性の確保のため、加点だけではなく、要求水準を下回った場合には減点を行う。最低限の要求水準を満たすだけでは加点はしないこととする。

5 応募団体(1団体)

公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会

6 応募者の資格について

応募団体の提出書類（欠格事項に該当しない宣誓書）及び共創推進課への照会（市税納付状況、暴力団に関する調査）等により、応募者の資格に問題ないことを確認した。

7 選定評価項目と配点

項目	審査の視点（例）	配点
1 運営ビジョン		5
基本理念の理解 （応募理由）	区の施策や老人福祉センター周辺地域の特性や課題、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある運営方針（取り組み）が考えられているか。また、施設運営に熱意が感じられる応募理由であるか。	5
2 団体の状況		10
(1) 団体の理念、基本方針及び等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。	5
(2) 財務状況	団体の財務状況は健全であり、安定した経営が出来る基盤はあるのか。	5
3 職員配置・育成		10
(1) 所長（・館長）及び職員の確保等	人員配置及び勤務体制が整っているか。	5
(2) 職員の育成・研修	老人福祉センターの機能を発揮するための職員育成や、資質向上の研修が具体的・効果的に計画されているか。	5
4 施設の管理運営		30
(1) 建物及び設備の維持保全並びに管理・少破修繕への取組	施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（建物・設備の点検など）計画及び、適切かつ積極的な修繕計画となっているか。	10
(2) 事故防止体制・緊急時（防犯）の対応及び防災に対する取組	①事件・事故の防止体制が適切か。事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ②市（区）防災計画を踏まえ、公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。日常的に、地域と連携した取組がなされているか。	5
(3) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(4) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5

(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安全に施設を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等の具体的な取組が提案されているか。(感染防止対策、施設利用時のルール、施設予約時の工夫等) ・コロナ禍等、様々な状況においても適切な対策を実施したうえで、利用者が積極的に利用・参加できるような工夫が凝らされた事業計画となっているか。(自主事業計画含む。) 	5
5 事業の企画・実施（老人福祉センターの基本的な機能について）		25
(1) 事業計画、事業展開	高齢者の社会活動を支援するの場の提供や、各種相談、並びに教養の向上及び趣味やレクリエーションの機会の提供など、魅力的かつ具体的な事業計画、事業展開になっているか。	15
(2) 施設の利用促進	<p>質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 (高齢者の仲間づくりの支援に積極的であるとともに、個人利用者に十分に配慮しているか。)</p> <p>利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。</p>	10
6 収支計画及び指定管理料		10
(1) 指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	5
(2) 施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特徴や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
7 加減点項目		15
(1) 応募団体は、市内中小企業等であるか	市内中小企業、地域住民を主体とした施設の管理運営等のために地域住民を中心に設立された団体、市内に本部がある社会福祉法人又は市内に本部がある公益法人の応募。	5
(2) 現在の指定管理者が応募した場合	<p>区の業務点検による評価や第三者評価の結果等が優秀であり、要求水準を上回っていたか。(要求水準を下回った場合は、減点対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選定時に評価された特筆すべき提案を達成したか。(達成できなかった場合は、減点対象) ・前指定管理期間において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組等は適切であったか。(利用者に安心を与える対応となっていたか。適切でなかった場合は、減点対象)(-10点～+10点) 	10
合計		105

8 審査結果

<指定候補者>

団体名 : 公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会
所在地 : 横浜市神奈川区立町 20 番地の 1
代表者 : 理事長 烏田 次雄

※ 評価点数は別紙「評価点数集計表」のとおり

9 審査講評

指定候補者（公益財団法人横浜市老人クラブ連合会）

これまでの管理運営ノウハウを有効に活用した安定的な管理運営が今後とも期待できる。また、高齢者に配慮した環境整備や、多彩な内容・形態の教室やイベントを開催している点は評価できる。

安定した運営の一方で、多様な利用者に対応できるよう、新規事業の展開等について検討する必要がある。新しい提案が無いのは利用者サイドからすれば残念なことである。また、新型コロナウイルス感染症により施設に行かなくなった利用者が再び戻ってくるかという懸念があるので、自治会・町内会へのアプローチ等、PR活動について検討する必要がある。

10 総評

指定候補者（公益財団法人横浜市老人クラブ連合会）

現指定管理者 1 団体からの応募があり、選定委員会で議論した結果、委員の 5 人の合計点が 407 点で、指定候補者は公益財団法人横浜市老人クラブ連合会に決定した。

選定基準項目、各委員の配点については別紙、評点集計表のとおりである。指定候補者となった団体については、当館及び他区老人福祉センターで施設管理・運営の実績が十分あり、又これまでのノウハウを生かした安定的な管理運営については信頼しているので、引き続き期待する。

今後、増加・多様化する高齢者に対応するために、例えば、60 歳台の比較的若いシニア層を取り込むための新規事業の展開や、既に割合が高い 70 歳以上の利用者に対応した環境整備など、従来どおりの運営だけでなく、新たな取組について区も一体となって検討していきたい。

新たな利用者発掘に加え、新型コロナウイルス感染症により離れた利用者が再び戻ってくるための取組及び広報活動については、大きな課題であるため区と協力して検討してほしい。